

## 薩摩川内市国民保護計画(案)に関するパブリックコメント(意見募集)手続きの結果

平成18年12月

平成18年10月2日から10月31日までの間、薩摩川内市国民保護計画(案)について意見募集を行った結果、1人から3件の御意見の提出がありました。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
郵送	0人
ファクス	1人
E-mail	0人
合計	1人

御意見の概要及び御意見に対する市の考え方は、以下のとおりです。

御意見ありがとうございました。

No.	分類	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方	頁
1	NBC攻撃による災害への対処	核攻撃のもとでは、住民の生命、身体及び財産は瞬時に失われてしまう。国民保護計画は何の役にも立たない。核兵器が存在するもとで、住民の生命、身体及び財産を保護するには、日本国憲法(第9条)を遵守するとともに、わが国が世界の平和と安定のため努力を傾注することである。有事に至らないための平和的外交的的政治的努力を尽くす以外に市民の生命、身体、財産は守れない。	国において外交的的政治的努力がなされてその外交努力が功を奏し、武力攻撃事態等に至らないことが重要ですが、これらの努力を最大限行って、なおもわが国の平和と安全を脅かす事態が発生する場合に備え、住民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にすることは市の責務であります。このため、国民保護計画において、国民の保護のための措置等を定め、万全の体制を整備しておくことは大変重要だと考えております。	111
2	川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処	国民保護計画(案)は、地域防災計画(原子力対策編)と同様の措置を講ずるとしているが、地域防災計画が想定しているのは原発が破壊に至っていない事故であり、国民保護計画(案)が想定しているのは原発の破壊による原子力災害である。その被害は、原発の設計基準を超える過酷事故を想定している。現在の科学技術では、放射性物質を炉内に完全に閉じ込めることは不可能である。 こうした事態に国民保護計画は果たして実効性を持ちうるのか。抜本的な見直しを求める。	国民保護計画(案)では、平素からの備えとして、関係機関との連携体制の整備を図ります。武力攻撃原子力災害に対する備えとして、武力攻撃原子力災害の発生防止のための原子力発電所の警備の強化や武力攻撃原子力災害の兆候を発見した場合の通報等を内容に盛り込んで、計画しています。	135
3	川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処	○原子炉を緊急停止すると核燃料の放射性崩壊に伴う崩壊熱を除去しなければならぬ。機器冷却系などを働かせる電源の喪失という事態を考えると、核燃料が溶ける事や水蒸気爆発を招きかねない。 ○住民のコンクリート建屋への避難に関し ・避難最優先が鉄則であるが、警察や自衛隊の判断や行動が優先されたらどうなるか ・コンクリート建屋の確保はどうか ・ガンマ線の透過力に対し退避車両の窓ガラスは無力である。 ・安定ヨウ素剤を迅速に配布する体制の確立は可能か。 以上の具体例に待つまでもなく原発は外部からの破壊に対し無防備である。国民保護計画(案)は何の役にも立たないであろう。	国民保護計画(案)では、No.2の市の考え方の前段部分のほか、武力攻撃原子力災害の発生時の通報及び実施体制として、放射性物質の放出又は放出の恐れに関する通報等、原子炉の運転停止等の要請の求めについて定めるとともに、武力攻撃災害への応急対処として情報の伝達、住民の避難、緊急被ばく医療措置、飲食物の摂取制限等について定め、住民の生命、身体及び財産を保護すべく計画しています。 また、基本的人権の尊重について定め、国民の自由と権利を尊重することとし、制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きのもとに行うこととしています。	137 ~ 139